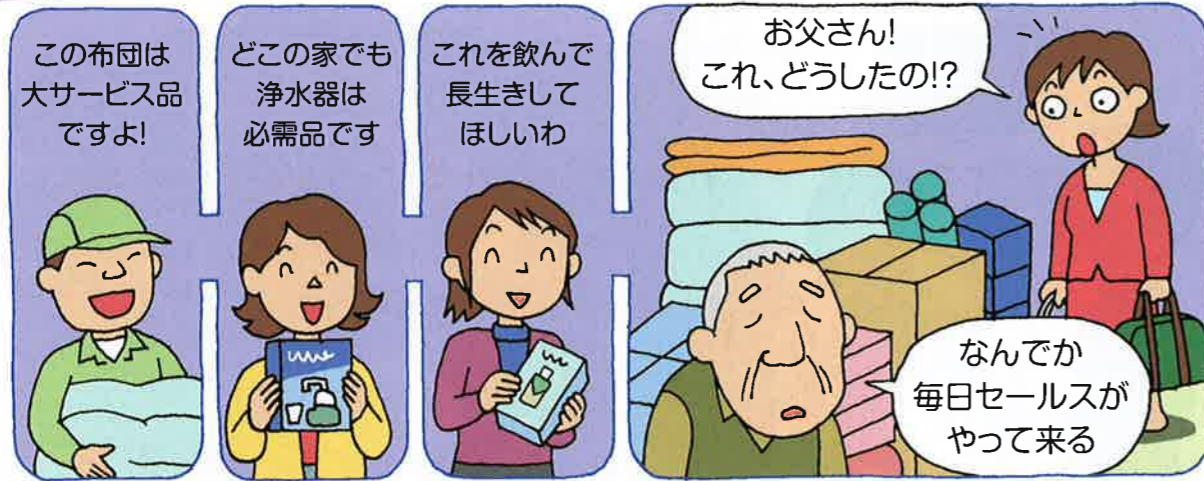


被害にあった後も狙われる手口

「次々商法」



事例

ひとり暮らしをしている高齢の父の家へ行くとき、家の中に布団や浄水器、健康食品などが山のように積まれていた。どうやら同じ業者が何度も訪れ、商品を替えて次々と契約させているようなのだが……。

対策アドバイス

- 同種の商品であれば、通常必要と思われる量を著しく超える商品の購入は、契約後1年間は解除することができます。
- 見慣れない商品や不審な契約書類などがなければ、家族が高齢者の家の中や生活状況の変化に注意を払うようにしましょう。

3年前…



二次被害

事例

「3年前に受けた通信講座が終了していない」と電話がかかってきた。事業者は、高額な解約料を支払うか追加講習の受講を迫る。以前、受講料は支払ったが、役に立たなかった通信講座だったという記憶がある。

対策アドバイス

- 解約料を支払う必要も、追加講習を受ける必要もありません。
- 過去に悪質商法の被害にあった人の個人データが出回り、狙い撃ちされる二次被害が増えています。事業者が威圧的、脅迫的な言葉を使うことも多いので注意しましょう。

トラブル回避のための心の準備

消費者トラブルは誰でも巻き込まれるおそれがあります。トラブルを未然に防ぐためには、日ごろから「自分の身にも起こるかもしれない」と警戒する気持ちを忘れないことが大切です。

相手の身分と用件を確認する

悪質業者は身分を偽ったり、販売や勧誘の意図を隠していることがあります。



家に入れない、事務所などに行かない

相手のペースに陥りやすいので、安心できる環境を確保して交渉しましょう。



脅しやすかしに屈しない

弱みや不安につけ入り勧誘されることがあります。真に受けてはいけません。



ひとりで判断しない

迷ったら、家族や友人、公的機関などに相談する習慣をつけましょう。



うますぎる話は疑う

無料を強調したり、普通あり得ないような好条件の勧誘や広告は疑いましょう。



だまされてもあきらめない

クーリング・オフなどの対策を急ぎましょう。泣き寝入りすると新たな被害につながります。

